（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三　（略）

2　第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条（第四項及び第八項を除く。）、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号、第二十四条の六第一項第三号及び第四号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第三項	法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
	届出（次項に掲げる届出を除く。）	届出
	前項の有料職業紹介事業変更届出書	第二十五条の三第二項において準用する前項の特別の法人無料職業紹介事業変更届出書
	（略）	（略）
第二十三条第五項	（略）	（略）
第二十三条第六項	（略）	（略）
第二十三条第七項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

3～5　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　法第三章から法第三章の四までの規定及びこの命令の規定により提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第一項、第四項及び第五項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三　（略）

2　第十八条第一項、第二項及び第四項、第十九条、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八まで（第二十四条の五第一項第二号並びに第二十四条の八第三項第四号及び第五号並びに第六項の規定を除く。）の規定は、法第三十三条の三第一項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条第三項	法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
	（新設）	（新設）
	第二項の有料職業紹介事業変更届出書	第二十五条の三第二項において準用する第二十三条第二項の特別の法人無料職業紹介事業変更届出書
	（略）	（略）
第二十三条第四項	（略）	（略）
第二十三条第五項	（略）	（略）
第二十三条第六項	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

3～5　（略）

（法第六十一条に関する事項）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　法第三章から法第三章の四までの規定及びこの命令の規定により提出する書類（有料許可証及び無料許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十八条第三項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項（第二十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第一項、第四項及び第五項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。